

中間前金払制度の導入について

建設業を取り巻く厳しい経営環境をふまえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり中間前金払制度を導入します。

1 制度の概要

これまでの着工時の前金払に加え、下の要件をすべて満たす場合に、保証事業会社の保証を条件に契約金額の原則20%を追加で前金払します。

※部分払がある場合は、契約時に部分払と中間前金払のいずれかを、受注者が契約時に選択します。

※部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合も、部分払を請求することはできません。ただし、継続費等の場合は、中間前金払を選択した場合でも部分払を請求することができます。

対象：契約金額が500万円以上で、工期が2ヶ月を超える工事

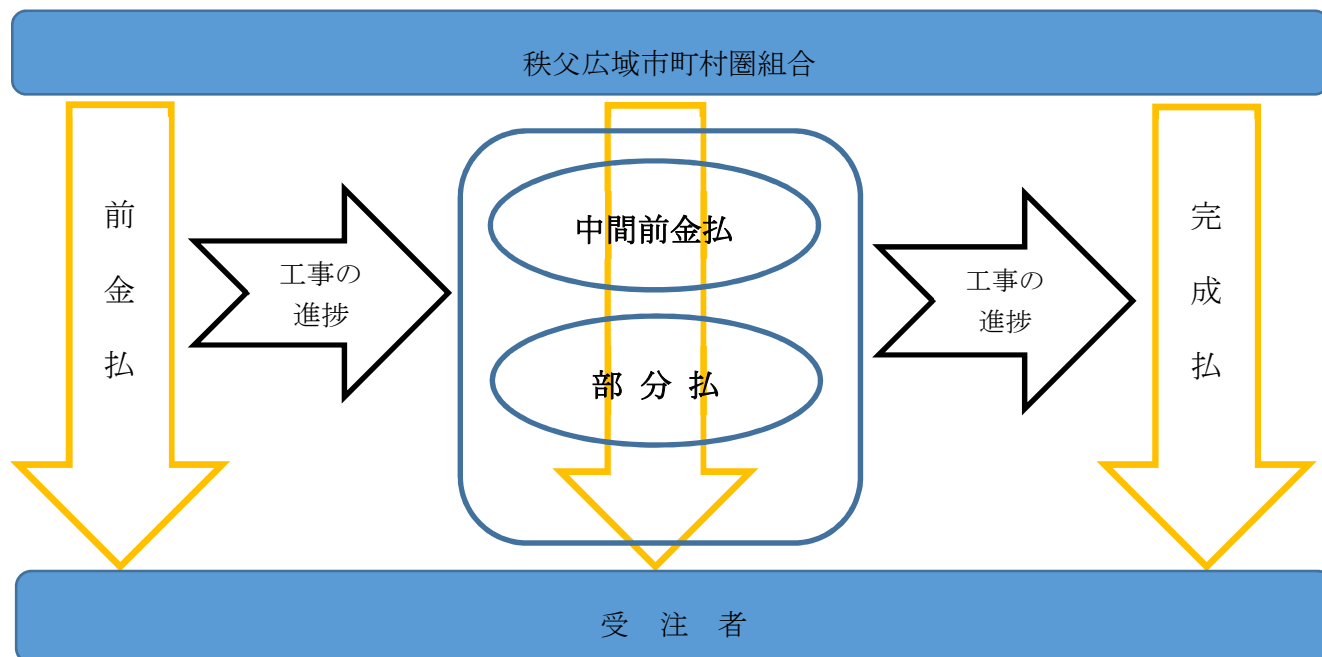
要 件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
(出来高が50%であること)
- ④ 既に前金払の支払いを受けていること。

＜中間前金払の主なメリット＞

- ・比較的簡単な手続きで工事代金が受け取れます。(部分払いのような出来高検査は不要です。)
- ・出来高検査による現場の中断を回避できます。

＜制度イメージ＞



2 手続き

① 「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」(様式第1号)の提出

部分払がある場合は、受注者は、中間前金払と部分払のいずれかの支払いを受けるかを選択し、秩父広域市町村圏組合に届け出ます。

※部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。

また中間前金払を選択した場合も、部分払を請求することはできません。(継続費等の場合は、中間前金払を選択した場合でも部分払を請求することができます。)

※秩父広域市町村圏組合公共工事中間前金払取扱要綱第5条第3項参照

※提出先：担当課所 提出時期：契約締結時



② 「認定請求調書」(様式第2号)及び「工事履行報告書」(様式第3号)の提出

受注者は、秩父広域市町村圏組合が求める資料一式(様式第2号及び様式第3号)を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの確認を、担当課所に請求します。

※提出先：担当課所 提出時期：工期の2分の1経過時



③ 「認定調書」(様式第4号)の交付

秩父広域市町村圏組合は②の請求に基づき、要件を満たしているかを確認し、原則7日以内(閉庁時を除きます。)に、受注者に認定調書を交付します。

※部分払のような出来高検査は行いません。ただし、提出を受けた資料に疑義がある場合は追加資料の提出及び現場立合いを求めることがあります。

※交付者：担当課所 交付時期：請求を受けてから原則7日以内



④ 保証事業会社への中間前金払保証の申込み

受注者は、保証事業会社に中間前金払保証の申込みをして、保証証書の発行を受けます。



⑤ 「中間前金払申請書」(様式第5号)の提出

受注者は、保証事業会社が発行した「中間前金払保証証書」を添えて、中間前金払の支払請求書を提出します。

※提出先：担当課所 提出時期：工期の2分の1経過し、④の手続き完了後



⑥ 中間前金払の振込み

秩父広域市町村圏組合は、支払請求を受けた後14日以内に、受注者の登録金融機関に中間前金払を振り込みます。

3 備考

詳しくは、秩父広域市町村圏組合公共工事中間前金払取扱要綱を参照してください。

〈問い合わせ先：事務局 財務課 0494-23-2489〉